

下関市監査委員公表第7号  
令和5年(2023年)4月10日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文  
同 秋 森 和 也  
同 木 本 暢 一  
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
農林水産振興部	市場流通課
観光スポーツ文化部	観光政策課、観光施設課、スポーツ振興課、文化振興課
豊田総合支所	市民生活課、建設農林課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

農林水産振興部、観光スポーツ文化部
令和4年4月1日から同年11月30日まで
豊田総合支所
令和4年4月1日から同年12月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

## 5 監査の期間

農林水産振興部、観光スポーツ文化部
令和5年1月1日から同年3月31日まで
豊田総合支所
令和5年2月1日から同年3月31日まで

## 6 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

## 7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

<b>農林水産振興部 市場流通課</b>	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
<b>観光スポーツ文化部 観光政策課</b>	
[指摘事項]	(1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令等において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
[意見]	なし
<b>観光スポーツ文化部 観光施設課</b>	

	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 旧下関市園芸センターの土地使用料について、納期限を超えて納付されているが、督促の処理が行われていなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 地方自治法第232条の3で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。ところが、土地の賃貸借契約において、後年度予算の裏付けがないにもかかわらず、「賃貸借期間が満了する1月前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、この契約は更に1か年継続するものとする。」との規定がある、いわゆる自動更新条項が設定された契約書が見受けられた。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>観光スポーツ文化部 スポーツ振興課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定について、使用土地の価格に起因する算定誤りにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p> <p>(2) 時間外勤務手当の支給事務において、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員の休憩時間が確認できない事例が見受けられた。所管課によると、当該職員へ休憩時間は与えられており、休憩時間の入力を失念していたということであった。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係るチェックを適切に行われたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>観光スポーツ文化部 文化振興課</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>豊田総合支所 市民生活課</p>	

	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p><b>豊田総合支所 建設農林課</b></p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料等の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の事例が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 使用料の減免の手続において、下関市文書取扱規程に定める管財課長（令和4年4月1日からは資産経営課長）への合議が行われていないもの、減免申請がなされていないにもかかわらず、減免を行っているもの及び使用の許可を市長ではなく総合支所長で行っていたもの。</p> <p>イ 使用料の算定方法を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p> <p>(3) 法定外公共物の使用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。</p> <p>ア 使用料の算定方法を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも多く調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p> <p>イ 使用を許可した際に交付する法定外公共物使用許可書が、下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則に規定する様式と合致していなかった。</p> <p>(4) 道路の占用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。</p> <p>ア 占用料の減免の手続において、下関市道路占用規則第8条の規定による減免を受ける旨の申請書への記載がないにもかかわらず減免を行っていた。</p> <p>イ 占用料の額を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p> <p>(5) 前3回の定期監査において、下関市豊田農業公園ほか5施設の管理運営</p>

<p>業務の指定管理者が当該施設で自主事業を行う場合に、施設の使用許可又は目的外使用許可の手続がされていないことの改善を求めていたが、進展していない。早急に改善を図られたい。</p>
<p>[意見] なし</p>

以上